

(仮称)鈴峰ホースパーク建設事業に係る

# 措置報告書

令和3年4月

株式会社イケダエステート



## 目 次

第1章 簡易評価書に対する意見及び意見に対する準対象事業者の見解	1
1.1 簡易評価書に対する住民意見の概要及び意見に対する準対象事業者の見解	1
1.2 簡易評価書に対する簡易評価書関係市町長の意見及び意見に対する準対象事業者の見解	1
1.3 簡易評価書に対する知事の意見及び意見に対する準対象事業者の見解	6
第2章 簡易評価書関係市町長及び知事の意見を勘案し、環境への負荷の低減を目的に講ずることとした措置	8
第3章 簡易評価書に記載した事項との相違	9



# 第1章 簡易評価書に対する意見及び意見に対する準対象事業者の見解

## 1.1 簡易評価書に対する住民意見の概要及び意見に対する準対象事業者の見解

簡易評価書に対して住民から提出された意見書はなかった。

## 1.2 簡易評価書に対する簡易評価書関係市長の意見及び意見に対する準対象事業者の見解

簡易評価書に対して関係市長である鈴鹿市長の意見に対する準対象事業者の見解は、表 1.2-1 に示したとおりである。

表 1.2-1(1) 鈴鹿市長の意見に対する準対象事業者の見解

番号	鈴鹿市長意見	事業者の見解
(総括的事項)		
1	<p>本事業は、既にゴルフ場として開発し利用されている区域に事業を行うものであるが、事業実施による環境影響を認識し、環境に対する更なる配慮を求める。また、本事業は森林伐採も予定していることから、緑と貴重な動植物生息空間を喪失することとなるため、出来る限り伐採の面積を減らすことも求める。</p> <p>市民等に対しては、適切な情報の提供に努めるとともに、特に周辺住民に対しては具体的かつ丁寧な説明を行う等積極的な地域との対話に努め、事業に関する苦情が寄せられた場合は誠意をもって速やかに対応すること。</p> <p>また、簡易的環境影響評価は、主に文献調査の結果に基づき予測及び評価したものであることから、事業実施の際に予測結果と異なる状況が発生した場合には、適切な措置を講じ、環境影響の回避または低減に努めること。</p> <p>更に、事業者は措置報告書の作成に当たっては、以下の点を踏まえ適切な対応を取ること。</p>	<p>本事業では、可能な限り、既存のゴルフ場の地形や森林を活かした計画としており、森林伐採については最小限の面積で計画しています。今後も詳細な設計の段階で、可能な限り伐採の面積を減らすように努めます。</p> <p>市民の皆様には適切は情報提供に努める他、特に周辺住民の皆様には真摯な対応を心掛け、苦情等が寄せられた場合は速やかに対応いたします。</p> <p>事業の実施にあたっては、簡易的環境影響評価書に記載した環境保全計画を遵守するとともに、各環境要素に係る環境保全措置を確実に実施します。また、予測結果と異なる状況がみられた場合には、可能な限り環境影響を回避・低減できるような適切な環境保全措置を講じるよう努めます。</p>
(個別的事項)		
1	<p>1 大気質</p> <p>(1) 工事車両や建設機械においては、低騒音、低振動型及び最新排出ガス規制適合車の優先的な使用に配慮すること。</p>	<p>工事関係車両については、環境保全計画に示したとおり、可能な限り、低騒音、低振動型の機械等を使用するとともに、最新排出ガス規制適合車の優先的な使用に配慮し、周辺地域への大気質、騒音、振動の低減に努めます。</p>

表 1.2-1(2) 鈴鹿市長の意見に対する準対象事業者の見解

番号	鈴鹿市長意見	事業者の見解
(個別的事項)		
2	<p>1 大気質</p> <p>(2) 資材等の搬出入及び工事の際には、稼働時間が集中しないように作業等の平準化を図ること。</p> <p>なお、P17 図 2.4.6-3 に示される工事車両通行ルートには、周囲に住宅地が存在する地点があり、走行に伴う騒音及び振動の影響が想定されるため、可能な限り低減すること。また、供用後に関しても同様の扱いとすること。</p>	<p>本事業では、工事中や供用後とも使用する関係車両等の台数が少ないため、周辺の住宅地がへの走行に伴う騒音及び振動の影響は小さいと考えていますが、可能な限り周辺環境への影響が低減するように努めます。</p>
3	<p>2 悪臭</p> <p>馬糞や敷糞等の仮置き場からの悪臭について、類似事例における定量的な評価にて影響が小さいことが示されているところであるが、当該事業について地域住民から悪臭の発生を懸念する声が出ていることを鑑み、供用後は定期的な臭気の測定等、定量的な手法による臭気の把握及び対策の実施に努めること。</p>	<p>悪臭の発生は、これまでの事例等などからもその可能性は低いと考えていますが、環境保全措置を確実に実施し、悪臭の発生の低減に努めます。</p> <p>供用後は、定期的な臭気測定を行うとともに、悪臭等の発生が確認された場合には、速やかに原因を確認し対策を講じます。</p>
4	<p>3 水質</p> <p>(1) 調整池については、近年の集中豪雨等の雨量に対応できるような容量を確保すること。</p>	<p>調整池については、部分的に掘り起こしを行うなど、近年の集中豪雨の雨量に対応できるように、調整池容量を確保します。</p>
5	<p>(2) 工事中の土砂を含む濁水については、農業用ため池への沈殿や用水管閉塞の原因となるため、流出防止に万全の措置を講じること。</p>	<p>工事中の降雨等による濁水の発生については、環境保全措置を確実に実施し、農業用ため池の土砂の沈殿や用水管の閉塞等が発生しないように、土砂等の流出防止に努めます。</p>
6	<p>(3) 供用後の排水について、関係者の生活排水の処理に係る浄化槽は、確実に処理がされるよう適正に維持管理すること。</p> <p>また、馬の糞尿等が敷地外へ流出し周辺河川及び雨池の水質を汚濁することのないよう万全の措置を講ずること。</p>	<p>供用後の生活排水や馬用の排水については、環境保全措置のとおり、合併浄化槽や排水処理施設の維持管理を徹底します。</p> <p>また、馬の糞尿等は環境環境保全措置のとおり、適切に管理し、周辺河川及び雨池の水質を汚濁することのないよう万全の措置を講じます。</p>

表 1.2-1(3) 鈴鹿市長の意見に対する準対象事業者の見解

番号	鈴鹿市長意見	事業者の見解
(個別的事項)		
7	<p>3 水質</p> <p>(4) 供用後のウッドチップ舗装の色素成分の特定と流出による水質への影響及び対応策を明確にすること。</p>	<p>ウッドチップによる水の着色は、環境保全措置を確実に実施し、苦情等が発生しないよう着色の状況を監視します。</p> <p>使用するウッドチップは、本事業による伐採樹木をウッドチップ化して再利用するものです。一般的にウッドチップは、ガーデニングや道路舗装などに使用されており、水質への影響についての報告等は確認できませんでした。着色の色素成分としては、自然由来のタンニンなどが考えられます。</p> <p>東北の類似施設では、着色現象が見られた際は、調整池等で十分に滞留・希釈させることで影響を低減しています。苦情等が発生した場合は、調整池等で十分に滞留・希釈させる対策を講じ、十分でない場合は水質浄化装置等を使用するなど、真摯な対応に努めます。</p>
8	<p>4 地質</p> <p>盛土部分より周辺河川及び雨池に土砂流出による被害が生じないよう、供用後も含めた安全性の確保に努めること。</p>	<p>工事中は、水質において簡易的環境影響評価の項目に選定した環境保全措置を確実に実施するとともに、供用後についても周辺河川や雨池への土砂流出による被害が出ないように、盛土法面の早期緑化や濁水の状況を監視することにより、安全性の確保に努めます。</p>
9	<p>5 動植物、生態系</p> <p>(1) レッドデータブック等で指定されていない普通種や、文献に記載があるものの調査では見つからなかった生物についても、生物多様性確保の観点から、生息環境の保全措置を可能な限り検討すること。</p>	<p>本事業は、三重県自然環境保全条例の開発行為の届出の対象となるため、動植物については現地調査を行います。既存文献と現地調査結果を踏まえ、可能な限り生息環境の保全措置を検討します。</p>
10	<p>(2) 造成工事により、事業区域に生息していた鳥獣類による周辺地域の生活環境や農作物への影響が予測されることから、森林伐採による鳥獣類に対する影響を最小限にとどめるとともに、地域住民と協議の上、適正な防止策を講じること。</p>	<p>本事業では、現状の樹木の伐採を最小限に留めた計画としています。森林伐採による鳥獣類による周辺地域への生活環境や農作物への影響については、これまでと変化は小さいと考えています。但し、地域住民の皆様と協議の上、必要に応じて適切な防止策を講じます。</p>
11	<p>(3) 事業実施区域周辺に生息する水生生物に対して、工事による濁水や供用後の排水の影響が懸念されることから、環境保全措置を十分に検討し、定期的な調整池の水質検査を行い、その結果を注視し生態系の保全に努めること。</p>	<p>工事中の降雨等による濁水や供用後の施設排水については、環境保全措置を確実に実施し、水生生物への影響の低減に努めます。なお、工事前、工事中の降雨による濁水や供用前、供用後の排水等の影響を確認するため、水質検査を行い、その結果を注視し生態系保全に努めます。</p>

表 1.2-1(4) 鈴鹿市長の意見に対する準対象事業者の見解

番号	鈴鹿市長意見	事業者の見解
(個別的事項)		
12	6 景 観 事業実施にあたり、「景観法」及び「鈴鹿市景観計画」を遵守し、周辺住民が知覚する景観が保全されるように配慮すること。	事業の実施においては、「景観法」及び「鈴鹿市景観計画」を遵守し、周辺住民が知覚する景観が保全されるように努めます。
13	7 廃棄物 (1)事業活動に伴って生じる廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、事業者の責任で適正に処理するとともに、再生利用等を行うことによりその減量に努めること。	本事業より発生する廃棄物については、環境保全措置を確実に実施し、再生利用等を行うことで廃棄物の減量に努めます。
14	(2)馬糞及び敷藁については、専門業者が有価物として回収するまでの間は一般廃棄物となるため、飛散や流出がないよう、また、悪臭や害虫等が発生しないよう適切に保管すること。	馬糞や敷藁の一時仮置では、飛散・流出をしないよう、清掃時の点検等を行い、適切に管理します。 また、馬糞や敷藁は毎日、専門業者が回収し、悪臭や害虫等の発生防止に努めます。
15	(3)馬糞及び敷藁の処理方法について、専門業者が有価物として回収し、堆肥化、販売されるまでの工程等について、詳細に説明すること。	馬糞及び敷藁は、マッシュルームの栽培業者が毎日有価物として回収します。堆肥化はマッシュルームの栽培業者が回収後に行うため、本事業での取り扱いには毎日の受け渡しまでとなります。
16	(4)ウッドチップが廃棄物となった場合の排出量や処理方法について、説明すること。	本事業において、伐採樹木から利用するウッドチップは約2,540m <sup>3</sup> を計画しています。万一、廃棄物とした場合は約1,270m <sup>3</sup> となり、産業廃棄物として適切に処理します。
17	8 温室効果ガス (1)事業に伴う温室効果ガス排出量の削減に十分配慮すること。	温室効果ガスについては、環境保全措置を確実に実施し、排出量の削減及び低減に努めます。
18	(2)資材の運搬車両及び建設機械の稼働による温室効果ガス(CO <sub>2</sub> )の排出を低減するため、作業の効率化を検討すること。	
19	9 その他 ①本事業については、「鈴鹿市水道水源流域保全条例」の水道水源流域保全区域に指定している区域内での事案であるため、事業者は本条例の内容を十分把握し、事案が本条例に該当する場合は、条例に基づき必要な事前協議又は届出等を行うこと。	本事業については、「鈴鹿市水道水源流域保全条例」の水道水源流域保全区域に指定している区域内のため、条例に該当する場合は、条例に基づき必要な事前協議又は届出等を行います。
20	②P97表3.2.3-1 上水道の取水状況(平成30年度)に示される「年間取水量( )」は「計画一日最大取水量内( /日)」の数値となっており、また「現在給水人口(人)」の値にも誤りがあるため、適切に修正すること。	ご指摘の箇所について、記載に誤りがありましたので修正します。

表 1.2-1(5) 鈴鹿市長の意見に対する準対象事業者の見解

番号	鈴鹿市長意見	事業者の見解
(個別的事項)		
21	<p>9 その他</p> <p>③農業用ため池(雨池)に貯留した水は、用水路を通じて八島川に至るまでの農地に用水として供給されていることから、関係農業者は本事業の農業への影響について、強い懸念をもっています。</p> <p>については、本事業実施に伴う農業への影響が生じることのないよう以下のとおり、万全の措置に努めてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 供用後の生活排水及び事業排水については、浄化設備による処理を確実に実施し、雨池を経由しない放流経路について検討すること。</li> <li>・ 処理水については、一定の水質データが収集されるまでの間は月1回以上の水質検査を行うとともに結果の報告(公表)を行うこと。(水質データを対比するための現状データの把握を含む。)</li> </ul>	<p>供用後の生活排水及び事業排水については、環境保全措置を確実に実施し、水質への影響を低減します。現状、雨池を経由しない放流経路についての検討は困難なため、施設からの排水については、一定の水質データが収集されるまでの間は月1回程度の水質検査を行い、その結果を周辺自治会等へ報告を行います。また、水質データを対比するため、現状データの把握を含むものとします。</p>
22	<p>④本事業が、児童生徒の通学路付近にかかることが考えられるため、児童生徒の登下校の時間を考慮した工事車両の通行、児童生徒の安全確保のための警備員の配置、工事により通学路が一部遮断されるような場合、う回路の確保等、児童生徒の安全を最優先にした対策をお願いします。</p> <p>また、工事区間、工事期間、安全対策等について、該当する小中学校に事前説明をお願いします。</p>	<p>事業の実施にあたっては、環境保全計画を遵守し、児童生徒の安全の確保に努めます。</p> <p>また、工事区間、工事期間、安全対策等について、該当する小中学校に事前説明を行います。</p>

### 1.3 簡易評価書に対する知事の意見及び意見に対する準対象事業者の見解

簡易評価書に対する三重県知事の意見及び意見に対する準対象事業者の見解は、表 1.3-1 に示すとおりである。

表 1.3-1(1) 三重県知事の意見に対する準対象事業者の見解

番号	三重県知事意見	事業者の見解
(総括的事項)		
1	簡易的環境影響評価は、主に文献調査の結果に基づき予測及び評価したものであることから、現地調査の結果に基づく環境影響評価と比較して予測の不確実性が大きいことに留意し、事業実施の際に予測結果と異なる状況が発生した場合には、適切な措置を講じ、可能な限り環境影響の回避または低減に努めること。	事業の実施にあたっては、簡易的環境影響評価書に記載した環境保全計画を遵守するとともに、各環境要素に係る環境保全措置を確実に実施します。 また、予測結果と異なる状況がみられた場合には、可能な限り環境影響を回避・低減できるよう適切な環境保全措置を講じるよう努めます。
2	事業の実施にあたっては、環境保全に関する最新の知見を考慮するとともに、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。	事業の実施にあたっては、環境保全に関する最新の知見の収集に努め、より効果的な技術が採用できる場合には積極的に取り入れるよう努めます。
(個別的事項)		
1	1 悪臭 悪臭の影響については、馬糞や敷藁の速やかな回収及び毎日の場外搬出、仮置き場の適時清掃等の事業計画を前提とした定性的な予測となっていることから、事業の実施にあたっては前提とした事業計画に基づき、悪臭の発生による環境影響の低減に努めること。	これまでの事例等などからも、悪臭の発生の可能性は低いと考えていますが、環境保全措置を確実に実施し、悪臭の発生の低減に努めます。 供用後は、定期的な臭気測定を行うとともに、悪臭等の発生が確認された場合には、速やかに原因を確認し対策を講じます。
2	2 水質 ウッドチップ舗装により排水に著しい着色が確認された場合や、周辺住民から水の着色について苦情等があった場合は、必要に応じ追加で保全措置を講ずるとともに、苦情等については丁寧な説明を行うこと。	排水の着色については、環境保全措置を確実に実施し、状況を監視します。着色について苦情等が発生した場合は、調整池等で十分に滞留・希釈させる対策を講じ、十分でない場合は水質浄化装置等を使用するなど、真摯な対応に努めます。

表 1.3-1(2) 三重県知事の意見に対する準対象事業者の見解

番号	三重県知事意見	事業者の見解
3	<p>3 陸生動物、生態系</p> <p>事業実施区域内及びその周辺にはサルやシカ等、また近傍の鈴鹿山脈にはツキノワグマ等も生息が確認されている。事業の実施に伴い、これらの野生動物と競走馬との接触による感染症の拡散や、競走馬の飼料等を目的とした野生動物の出現により、事業実施区域周辺の動物の生息環境及び生態の攪乱に繋がるおそれがある。このことから、競走馬と野生動物が接触しない施設構造や、飼料の管理の徹底等の措置により、動物への影響の低減に努めること。</p>	<p>基本的にトレーニングは、夜明け以降で概ね午前中に終了し、競走馬は厩舎にもどります。この時間帯は、ゴルフもプレーされており野生動物と競走馬の接触はないものと考えています。ご指摘については、真摯に受け止め、野生動物の餌料となりえる飼料や生ごみ等は、専用の倉庫等により管理を徹底するとともに、競走馬と野生動物が接触しないよう区域外周及びコースに、防護柵等の設置を検討し、動物への影響の低減に努めます。</p>
4	<p>4 陸生動物</p> <p>環境保全措置として重要種の移植を行う場合は、保全効果に不確実性があることから、事後のモニタリングによる効果の検証及び、必要に応じた追加の保全措置の実施に努めること。</p>	<p>希少植物の保全措置として移植を行う場合は、事後のモニタリング調査等その効果の検証について適切に確認します。</p>
5	<p>5 廃棄物</p> <p>馬糞と使用済みの敷藁の仮置きにあたっては、飛散、流出しないよう適切に管理すること。また、馬糞と敷藁が有価物として販売できない場合は、廃棄物として適正に処分すること。</p>	<p>馬糞や敷藁の一時仮置きについては、飛散・流出をしないよう、清掃時の点検等を行い、適切に管理します。また、馬糞や敷藁が、万一、有価物として販売できない場合は、廃棄物として適正に処分します。</p>

## 第 2 章 簡易評価書関係市町長及び知事の意見を勘案し、環境への負荷の低減を目的に講ずることとした措置

事業の実施にあたっては、簡易評価書に記載した環境保全計画を遵守するとともに、簡易的環境影響評価の項目に選定した各環境要素に係る環境保全措置を確実に実施することとする。

また、簡易評価書に対する鈴鹿市長意見、三重県知事の意見及び三重県環境影響評価委員会小委員会からの指摘事項等を勘案し、環境への負荷の低減を目的に以下に示す環境保全措置を講ずることとする。

### 【大気環境】

- ・悪臭について定期的に臭気測定を行い、悪臭の発生が確認された場合には、速やかに原因を確認し対策を講ずる。

### 【水環境】

- ・工事中の降雨による濁水（SS）について、水質検査を実施する。
- ・汚水排水について、一定の水質データが収集されるまでの間は、月 1 回程度の水質検査（生活環境項目）を調整池及び雨池で実施し、その結果を周辺自治会等へ報告する。
- ・ウッドチップによる水の着色がみられ、苦情等が発生した場合は調整池等で滞留・希釈させ、十分でない場合は水質浄化装置等により水質浄化を行う。

### 【生物の生息・生育環境】

- ・移植個体について、モニタリングを実施する。

### 【その他の環境】

- ・工事区間、工事期間、安全対策等について、該当する小中学校に事前説明を行う。

### 第3章 簡易評価書に記載した事項との相違

前章で述べたとおり、簡易評価書に対する三重県知事の意見及び三重県環境影響評価委員会小委員会からの指摘事項等を勘案し、簡易評価書に記載した事項を修正したことから、相違の概要を表3-1に、該当箇所の詳細を11頁以降に示す。

なお、修正後の記載内容（図の場合には図番号・図名称）は下線で示した。

表3-1(1) 簡易評価書の記載事項との相違

No.	項目	簡易評価書の記載頁	相違の概要	相違の理由
簡易評価書：第2章 準対象事業の特性に関する情報				
2-1	2.4 準対象事業の内容 2.4.10 環境保全計画(6)その他	22	環境保全計画の内容を追加。	①
簡易評価書：第3章 地域特性に関する情報				
3-1	3.2 社会的状況 3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況(1)河川及び湖沼の利用の状況①水道水としての利用	97	表3.2.3-1の誤記を訂正。	②
3-2	3.2 社会的状況 3.2.8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容 (1)公害関係法令等 ①環境基準 オ) 土壌汚染	115	表3.2.8-8の誤記を訂正。	②
3-3	3.2 社会的状況 3.2.8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容 (1)公害関係法令等 ②規制基準等 カ) 土壌汚染	129 130	表3.2.8-22(1)の誤記を訂正。 表3.2.8-22(3)の誤記を訂正。	②
3-4	3.2 社会的状況 3.2.8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容 (1)公害関係法令等 ②規制基準等 キ) 地盤沈下	131	文章中の誤記を訂正。	②
3-5	3.2 社会的状況 3.2.9 関係法令等による規制状況のまとめ	139	表3.2.9-1の誤記を訂正。	②
簡易評価書：第6章 簡易的環境影響評価の結果				
6-1	6.2 悪臭 6.2.2 予測・環境保全措置及び評価(2)環境保全措置及び評価 ①環境保全措置ア) 環境保全措置の検討結果	201	表6.2.2-4に環境保全措置の内容を追加。	①
6-2	6.2 悪臭 6.2.2 予測・環境保全措置及び評価(2)環境保全措置及び評価 ①環境保全措置イ) 環境保全措置の検証及び整理	202	表6.2.2-5に環境保全措置の内容を追加。	①
6-3	6.5 水質 6.5.2 予測・環境保全措置及び評価(1)予測 ④予測結果ア) 土地の造成に伴う降雨時の濁水による影響イ) 施設の供用に伴う施設からの排水(BOD、全窒素、全リン等)による影響	232	文章中に環境保全措置の内容を追加。	①

注)「相違の理由」欄の番号の内容は、次のとおりである。

①変更・追加：三重県知事の意見、三重県環境影響評価委員会幹事からの意見及び三重県環境影響評価委員会小委員会からの指摘事項等を踏まえ、記載内容の変更や追加を実施したもの。

②訂正：上記の意見又は事業者の判断によって、誤記や不適切な表記等を訂正したもの。

表 3-1(2) 簡易評価書の記載事項との相違

No.	項目	簡易評価書の記載頁	相違の概要	相違の理由
簡易評価書：第6章 簡易的環境影響評価の結果				
6-4	6.5 水質 6.5.2 予測・環境保全措置及び評価 (1)予測 ④予測結果 ウ)施設の供用に伴うウッドチップ舗装による周辺への影響、 (2)環境保全措置及び評価 ①環境保全措置 ア)環境保全措置の検討結果	233	文章中及び表 6.5.2-3 の環境保全措置の内容を追加。	①
6-5	6.5 水質 6.5.2 予測・環境保全措置及び評価 (2)環境保全措置及び評価 ①環境保全措置 イ)環境保全措置の検証及び整理	234 235	表 6.5.2-4(1)～(2)の環境保全措置の内容を追加。	①
6-6	6.6 陸生動物 6.6.3 環境保全措置 (1)環境保全措置の検討	258	表 6.3.3-1 に環境保全措置の内容を追加。	①
6-7	6.6 陸生動物 6.6.3 環境保全措置 (2)環境保全措置の検討結果の整理	259	表 6.3.3-3 に環境保全措置の内容を追加。	①
6-8	6.7 陸生植物 6.7.3 環境保全措置 (1)環境保全措置の検討	274	表 6.7.3-1 に環境保全措置の内容を追加。	①
6-9	6.7 陸生植物 6.7.3 環境保全措置 (2)環境保全措置の検討の整理	275	表 6.7.3-2 に環境保全措置の内容を追加。	①
6-10	6.8 陸生植物 6.8.3 環境保全措置 (1)環境保全措置の検討	283	表 6.8.3-1 に環境保全措置の内容を追加。	①
6-11	6.8 生態系 6.8.3 環境保全措置 (2)環境保全措置の検討の整理	284	表 6.8.3-2 に環境保全措置の内容を追加。	①
6-12	6.10 廃棄物 6.10.1 予測 (5)予測結果	294	文章を追加。	①

注)「相違の理由」欄の番号の内容は、次のとおりである。

①変更・追加：三重県知事の意見、三重県環境影響評価委員会幹事からの意見及び三重県環境影響評価委員会小委員会からの指摘事項等を踏まえ、記載内容の変更や追加を実施したもの。

②訂正：上記の意見又は事業者の判断によって、誤記や不適切な表記等を訂正したもの。

簡易的環境影響評価書（令和3年4月）

第2章 準対象事業の特性に関する情報

【供用後】

- 従業員等関係車両が周辺の道路で待機（路上駐車）することがないように、事業区域内に速やかに入場させる。また、関係車両の不要な空ぶかしの防止に努め、アイドリングストップの遵守を指導・徹底する。

(3) 悪臭に係る環境保全計画

【供用後】

- 厩舎及び馬糞や敷糞の仮置き場は常に清掃に務め、悪臭の発生による周辺地域への影響を防止する。

(4) 水質に係る環境保全計画

【工事中】

- 造成工に先行して調整池工（既存の調整池を改修）を行う。
- 造成緑地の早期緑化を行い、土砂流出の抑制に努める。
- 工事車両のタイヤに付着した泥土により周辺道路を汚さないよう、工事現場出口でのタイヤ洗浄を徹底する。

【供用後】

- 汚水排水の水質が排水基準に適合するよう処理施設の維持管理を徹底する。

(5) 動植物

【工事中・施設供用後】

- 工事着手前に、当該地域において重要な動植物の生息及び生育が確認された場合には、本事業による環境影響を可能な限り回避、低減、代償する方法を検討する。

(6) その他の環境保全計画

- 工事期間中、車両の運行は、通学時間帯やスクールゾーンを極力避ける。
- 工事期間中は巡回警備を行い、工事完了後は敷地内への立入り禁止処置を行うことで、防犯・安全管理に努める。
- 工事の実施にあたっては出来る限り作業の効率化を図り、車両の搬入・搬出や建設機械等の稼働を必要最小限に抑えることで、工事に伴う温室効果ガスの排出量低減に努める。

## 修正後

### 第2章 準対象事業の特性に関する情報

#### 【供用後】

- 従業員等関係車両が周辺の道路で待機（路上駐車）することがないように、事業区域内に速やかに入場させる。また、関係車両の不要な空ぶかしの防止に努め、アイドリングストップの遵守を指導・徹底する。

#### (3) 悪臭に係る環境保全計画

##### 【供用後】

- 厩舎及び馬糞や敷藁の仮置き場は常に清掃に務め、悪臭の発生による周辺地域への影響を防止する。

#### (4) 水質に係る環境保全計画

##### 【工事中】

- 造成工に先行して調整池工（既存の調整池を改修）を行う。
- 造成緑地の早期緑化を行い、土砂流出の抑制に努める。
- 工事車両のタイヤに付着した泥土により周辺道路を汚さないよう、工事現場出口でのタイヤ洗浄を徹底する。

##### 【供用後】

- 汚水排水の水質が排水基準に適合するよう処理施設の維持管理を徹底する。

#### (5) 動植物に係る環境保全計画

##### 【工事中・供用後】

- 工事着手前に、当該地域において重要な動植物の生息及び生育が確認された場合には、本事業による環境影響を可能な限り回避、低減、代償する方法を検討する。

#### (6) その他の環境保全計画

- 工事期間中、車両の運行は、通学時間帯やスクールゾーンを極力避ける。
- 工事区間、工事期間、安全対策等について、該当する小中学校に事前説明を行う。
- 工事期間中は巡回警備を行い、工事完了後は敷地内への立入り禁止処置を行うことで、防犯・安全管理に努める。
- 工事の実施にあたっては出来る限り作業の効率化を図り、車両の搬入・搬出や建設機械等の稼働を必要最小限に抑えることで、工事に伴う温室効果ガスの排出量低減に努める。

簡易的環境影響評価書（令和 3 年 4 月）

第 3 章 地域特性に関する情報 3.2 社会的状況

3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

(1) 河川及び湖沼の利用状況

① 水道用水としての利用

鈴鹿市における上水道の取水状況は表 3.2.3-1 に示すとおり、鈴鹿市では表流水からの取水及び深井戸による地下水取水を行っており、また、県からの入水により取水している。

準対象事業実施区域の周囲には、上水道用水の水源としての河川及び湖沼の利用はない。

表 3.2.3-1 上水道の取水状況（平成 30 年度）

地域	給水区域内人口 (人)	現在給水人口 (人)	年間取水量(m <sup>3</sup> )							
			合計	ダム	表流水	伏流水	浅井戸	深井戸	湧水	受水
鈴鹿市	199,948	199,752	113,900	-	1,067	-	-	94,033	-	18,800

注：「-」は、該当のないものを示す。  
出典：平成 30 年度三重の水道概況(三重県)

② 漁業による利用

準対象事業実施区域及びその周囲の御幣川、八島川には漁業権は設定されていないが、これらの河川の本流である鈴鹿川については、漁業権が設定されている。

## 修正後

第3章 地域特性に関する情報 3.2 社会的状況

### 3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

#### (1) 河川及び湖沼の利用状況

##### ① 水道用水としての利用

鈴鹿市における上水道の取水状況は表 3.2.3-1 に示すとおり、鈴鹿市では表流水からの取水及び深井戸による地下水取水を行っており、また、県からの入水により取水している。

準対象事業実施区域の周囲には、上水道用水の水源としての河川及び湖沼の利用はない。

表 3.2.3-1 上水道の取水状況（平成 30 年度）

地域	給水区域内人口 (人)	現在給水人口 (人)	年間取水量(m <sup>3</sup> )							
			合計	ダム	表流水	伏流水	浅井戸	深井戸	湧水	受水
鈴鹿市	199,948	199,745	24,802	-	159	-	-	21,356	-	3,287

注：「-」は、該当のないものを示す。  
出典：平成 30 年度三重の水道概況(三重県)

##### ② 漁業による利用

準対象事業実施区域及びその周囲の御幣川、八島川には漁業権は設定されていないが、これらの河川の本流である鈴鹿川については、漁業権が設定されている。

簡易的環境影響評価書（令和3年4月）

第3章 地域特性に関する情報 3.2 社会的状況

オ) 土壤汚染

土壤汚染に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づき全国一律に定められている。土壤汚染に係る環境基準は、表3.2.8-8に示すとおりである。

表3.2.8-8 土壤汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下

備考

- 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
- 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

注 :環境基準は、汚染がもつばら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の上表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については適用しない。

出典 : 土壤の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)

## 修正後

第3章 地域特性に関する情報 3.2 社会的状況

### オ) 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づき全国一律に定められている。土壌汚染に係る環境基準は、表3.2.8-8に示すとおりである。

表 3.2.8-8 土壌汚染に係る環境基準

項 目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下

#### 備考

1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
3. 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

注 : 環境基準は、汚染がもつばら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の上表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については適用しない。

出典 : 土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)

簡易的環境影響評価書（令和 3 年 4 月）

第 3 章 地域特性に関する情報 3.2 社会的状況

カ) 土壌汚染

土壌汚染については、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）に基づく区域の指定に係る基準が定められている。区域の指定に係る基準は、表 3.2.8-22 に示すとおりである。

準対象事業実施区域及びその周囲において、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）に基づく「要措置区域」及び「形質変更時要届出区域」に指定された地域は存在しない。

また、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年法律第 139 号）に基づく「農用地土壌汚染対策地域」に指定された地域も存在しない。

表 3.2.8-22(1) 区域の指定に係る基準（土壌溶出量基準）

特定有害物質の種類	要 件
カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.01mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0.05mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液 1L につきセレン 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0.01mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素 0.01mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1L につきふっ素 0.8mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素 1mg 以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。

出典：土壌汚染対策法施行規則(平成 14 年環境省令第 29 号)

## 修正後

### 第3章 地域特性に関する情報 3.2 社会的状況

#### カ) 土壌汚染

土壌汚染については、「土壌汚染対策法」(平成14年法律第53号)に基づく区域の指定に係る基準が定められている。区域の指定に係る基準は、表3.2.8-22に示すとおりである。

準対象事業実施区域及びその周囲において、「土壌汚染対策法」(平成14年法律第53号)に基づく「要措置区域」及び「形質変更時要届出区域」に指定された地域は存在しない。

また、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」(昭和45年法律第139号)に基づく「農用地土壌汚染対策地域」に指定された地域も存在しない。

表 3.2.8-22(1) 区域の指定に係る基準(土壌溶出量基準)

特定有害物質の種類	要 件
カドミウム及びその化合物	検液1Lにつきカドミウム0.01mg以下であること。
六価クロム化合物	検液1Lにつき六価クロム0.05mg以下であること。
クロロエチレン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
水銀及びその化合物	検液1Lにつき水銀0.0005mg以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液1Lにつきセレン0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。
鉛及びその化合物	検液1Lにつき鉛0.01mg以下であること。
砒素及びその化合物	検液1Lにつき砒素0.01mg以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液1Lにつきふっ素0.8mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ほう素及びその化合物	検液1Lにつきほう素1mg以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。

出典：土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)

簡易的環境影響評価書（令和3年4月）

表 3.2.8-22(2) 区域の指定に係る基準（土壌含有量基準）

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	土壌 1kg につきカドミウム 150mg 以下であること。
六価クロム化合物	土壌 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること。
シアン化合物	土壌 1kg につき遊離シアン 50mg 以下であること。
水銀及びその化合物	土壌 1kg につき水銀 15mg 以下であること。
セレン及びその化合物	土壌 1kg につきセレン 150mg 以下であること。
鉛及びその化合物	土壌 1kg につき鉛 150mg 以下であること。
砒素及びその化合物	土壌 1kg につき砒素 150mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌 1kg につきふっ素 4,000mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌 1kg につきほう素 4,000mg 以下であること。

出典：土壌汚染対策法施行規則(平成 14 年環境省令第 29 号)

表 3.2.8-22(3) 土壌汚染対策法に定める地下水基準

分類	特定有害物質の種類	地下水基準 (mg/L)
第一種特定有害物質	クロロエチレン	0.002 以下
	四塩化炭素	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下
	ジクロロメタン	0.02 以下
	テトラクロロエチレン	0.01 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下
	トリクロロエチレン	0.03 以下
	ベンゼン	0.01 以下
第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.01 以下
	六価クロム及びその化合物	0.05 以下
	シアン化合物	検出されないこと
	水銀及びその化合物	水銀が 0.0005 以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと
	セレン及びその化合物	0.01 以下
	鉛及びその化合物	0.01 以下
	砒素及びその化合物	0.01 以下
	ふっ素及びその化合物	0.8 以下
ほう素及びその化合物	1 以下	
第三種特定有害物質	シマジン	0.003 以下
	チオベンカルブ	0.02 以下
	チウラム	0.006 以下
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと
	有機りん化合物	検出されないこと

出典：土壌汚染対策法施行規則(平成 14 年 12 月 26 日環境省令第 29 号)

修正後

表 3.2.8-22(2) 区域の指定に係る基準（土壌含有量基準）

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	土壌 1kg につきカドミウム 150mg 以下であること。
六価クロム化合物	土壌 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること。
シアン化合物	土壌 1kg につき遊離シアン 50mg 以下であること。
水銀及びその化合物	土壌 1kg につき水銀 15mg 以下であること。
セレン及びその化合物	土壌 1kg につきセレン 150mg 以下であること。
鉛及びその化合物	土壌 1kg につき鉛 150mg 以下であること。
砒素及びその化合物	土壌 1kg につき砒素 150mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌 1kg につきふっ素 4,000mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌 1kg につきほう素 4,000mg 以下であること。

出典：土壌汚染対策法施行規則(平成 14 年環境省令第 29 号)

表 3.2.8-22(3) 土壌汚染対策法に定める地下水基準

分類	特定有害物質の種類	地下水基準 (mg/L)
第一種特定有害物質	クロロエチレン	0.002 以下
	四塩化炭素	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下
	ジクロロメタン	0.02 以下
	テトラクロロエチレン	0.01 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下
	トリクロロエチレン	0.03 以下
	ベンゼン	0.01 以下
	第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物
六価クロム及びその化合物		0.05 以下
シアン化合物		検出されないこと
水銀及びその化合物		水銀が 0.0005 以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと
セレン及びその化合物		0.01 以下
鉛及びその化合物		0.01 以下
砒素及びその化合物		0.01 以下
ふっ素及びその化合物		0.8 以下
ほう素及びその化合物	1 以下	
第三種特定有害物質	シマジン	0.003 以下
	チオベンカルブ	0.02 以下
	チウラム	0.006 以下
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと
	有機りん化合物	検出されないこと

出典：土壌汚染対策法施行規則(平成 14 年 12 月 26 日環境省令第 29 号)

## 簡易的環境影響評価書（令和 3 年 4 月）

第 3 章 地域特性に関する情報 3.2 社会的状況

**キ) 地盤沈下**

地盤沈下については、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号）、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年法律第 100 号）及び「三重県生活環境の保全に関する条例」により、地下水の採取の規制に関する指定地域が定められている。

準対象事業実施区域及びその周囲には、これら指定地域は存在していない。

**ク) 産業廃棄物**

産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）により、事業活動等に伴って発生した廃棄物（石綿等含有廃建材を含む）は事業者自らの責任において適正に処理することが定められている。

**ケ) 温室効果ガス**

温室効果ガスについては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号）により、事業活動等に伴って相当程度多い温室効果ガスを排出する特定排出者は、事業を所管する大臣に温室効果ガス算定排出量の報告が定められている。

なお、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（昭和 54 年法律第 49 号）の定期報告を行う事業者については、エネルギー起源二酸化炭素排出量の報告を行うことにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」上の報告を行ったとみなされている。

また、三重県では、「三重県地球温暖化対策推進条例」（平成 25 年三重県条例第 77 号）に基づき、事業者に対し、事業活動における地球温暖化対策に係る目標及び措置を定め、当該目標を達成するための事業活動の継続的な改善を行うとともに、当該地球温暖化対策を公表することを義務付けている。

## 修正後

第3章 地域特性に関する情報 3.2 社会的状況

### キ) 地盤沈下

地盤沈下については、「工業用水法」(昭和31年法律第146号)、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」(昭和37年法律第100号)及び「三重県生活環境の保全に関する条例」により、地下水の採取の規制に関する指定地域が定められている。

準対象事業実施区域の鈴鹿市は、「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づく揚水届出地域に指定されている。

### ク) 産業廃棄物

産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)により、事業活動等に伴って発生した廃棄物(石綿等含有廃建材を含む)は事業者自らの責任において適正に処理することが定められている。

### ケ) 温室効果ガス

温室効果ガスについては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年法律第117号)により、事業活動等に伴って相当程度多い温室効果ガスを排出する特定排出者は、事業を所管する大臣に温室効果ガス算定排出量の報告が定められている。

なお、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(昭和54年法律第49号)の定期報告を行う事業者については、エネルギー起源二酸化炭素排出量の報告を行うことにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」上の報告を行ったとみなされている。

また、三重県では、「三重県地球温暖化対策推進条例」(平成25年三重県条例第77号)に基づき、事業者に対し、事業活動における地球温暖化対策に係る目標及び措置を定め、当該目標を達成するための事業活動の継続的な改善を行うとともに、当該地球温暖化対策を公表することを義務付けている。

簡易的環境影響評価書（令和3年4月）

第3章 地域特性に関する情報 3.2 社会的状況

3.2.9 関係法令等による規制状況のまとめ

関係法令等による規制状況を表3.2.9-1に整理した。

表3.2.9-1 関係法令等による規制状況のまとめ

区分	法令等	地域地区等の名称	指定等の有無		
			鈴鹿市	準対象事業実施区域の周囲	準対象事業実施区域
土地	国土利用計画法	都市地域	○	○	○
		農業地域	○	○	×
		森林地域	○	○	×
公害防止	都市計画法	都市計画用途地域	○	×	×
	環境基本法	騒音類型指定	○	×	×
		公害防止計画	×	×	×
	騒音規制法	規制地域	×	×	×
	三重県生活環境の保全に関する条例	騒音の規制地域	○	○	○
	振動規制法	規制地域	×	×	×
	三重県生活環境の保全に関する条例	振動の規制地域	○	○	○
	水質汚濁防止法	指定地域	○	○	○
	悪臭防止法	規制地域	○	○	○
	土壤汚染対策法	指定区域	×	×	×
工業用水法及び建築物用地下水の採取の規制に関する法律	規制地域	×	×	×	
自然保護	自然公園法	国立公園	×	×	×
		国定公園	×	×	×
		県立自然公園	×	×	×
	自然環境保全法	自然環境保全地域	×	×	×
	三重県自然環境保全条例	県自然環境保全地域	×	×	×
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	自然遺産	×	×	×
	都市緑地法	緑地保全地域	×	×	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	○	×	×
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区	×	×	×	
	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地	×	×	×
文化財	文化財保護法	国指定史跡・名勝・天然記念物	○	○*	○*
		県指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	○*
		市指定史跡・名勝・天然記念物	○	×	×
		周知の埋蔵文化財包蔵地	○	○	×
景観	景観法	景観計画区域	○	○	○
国土防災	都市計画法	風致地区	×	×	×
	森林法	保安林	○	×	×
		地域森林計画対象民有林	○	○	×
	砂防法	砂防指定地	○	×	×
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	○	×	×
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	○	×	×
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域	○	×	×

注1：○：指定あり、×：指定なし

注2：※は、所在地が三重県下一円（地域を定めず指定したもの）の種のみ指定があることを示す。

修正後

第3章 地域特性に関する情報 3.2 社会的状況

3.2.9 関係法令等による規制状況のまとめ

関係法令等による規制状況を表3.2.9-1に整理した。

表3.2.9-1 関係法令等による規制状況のまとめ

区分	法令等	地域地区等の名称	指定等の有無		
			鈴鹿市	準対象事業実施区域の周囲	準対象事業実施区域
土地	国土利用計画法	都市地域	○	○	○
		農業地域	○	○	×
		森林地域	○	○	×
公害防止	都市計画法	都市計画用途地域	○	×	×
	環境基本法	騒音類型指定	○	×	×
		公害防止計画	×	×	×
	騒音規制法	規制地域	×	×	×
	三重県生活環境の保全に関する条例	騒音の規制地域	○	○	○
	振動規制法	規制地域	×	×	×
	三重県生活環境の保全に関する条例	振動の規制地域	○	○	○
	水質汚濁防止法	指定地域	○	○	○
	悪臭防止法	規制地域	○	○	○
	土壌汚染対策法	指定区域	×	×	×
三重県生活環境の保全に関する条例	地下水の規制地域	○	○	○	
自然保護	自然公園法	国立公園	×	×	×
		国定公園	×	×	×
		県立自然公園	×	×	×
	自然環境保全法	自然環境保全地域	×	×	×
	三重県自然環境保全条例	県自然環境保全地域	×	×	×
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	自然遺産	×	×	×
	都市緑地法	緑地保全地域	×	×	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	○	×	×
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区	×	×	×	
特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地	×	×	×	
文化財	文化財保護法	国指定史跡・名勝・天然記念物	○	○*	○*
		県指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	○*
		市指定史跡・名勝・天然記念物	○	×	×
		周知の埋蔵文化財包蔵地	○	○	×
景観	景観法	景観計画区域	○	○	○
国土防災	都市計画法	風致地区	×	×	×
	森林法	保安林	○	×	×
		地域森林計画対象民有林	○	○	×
	砂防法	砂防指定地	○	×	×
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	○	×	×
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	○	×	×
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域	○	×	×	

注1：○：指定あり、×：指定なし

注2：※は、所在地が三重県下一円(地域を定めず指定したもの)の種のみ指定があることを示す。

簡易的環境影響評価書（令和3年4月）

第6章 環境影響評価の結果 6.2 悪臭

③ 予測結果

類似施設の悪臭の状況は、2週間程度一時仮置き場に保管している場合の結果であり、本事業においては、馬糞や敷藁は毎日専門業者により回収される。よって、前述の前提条件を確実に実施することで、悪臭の発生は低減され、周辺環境に及ぼす影響は小さいと考えられる。

(2) 環境保全措置及び評価

① 環境保全措置

ア) 環境保全措置の検討結果

仮置き場から発生する悪臭の環境保全措置については、表 6.2.2-4 に示すように、前提条件で記載したとおりとし、環境保全措置のその効果について検討した。

表 6.2.2-4 環境保全措置の検証結果

対象項目	環境保全措置	効果
悪臭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋外の糞等の速やかな回収</li> <li>・ 糞や敷藁等の適切な保管・処理</li> <li>・ 保管場の衛生管理</li> <li>・ 密閉型車両等、飛散防止策を講じた車両による運搬</li> </ul>	悪臭による影響を低減できる。

イ) 環境保全措置の検証及び整理

環境保全措置の検証及び整理の結果は、表 6.2.2-5 に示すとおりである。

## 修正後

### 第6章 環境影響評価の結果 6.2 悪臭

#### ③ 予測結果

類似施設の悪臭の状況は、2週間程度一時仮置き場に保管している場合の結果であり、本事業においては、馬糞や敷藁は毎日専門業者により回収される。よって、前述の前提条件を確実に実施することで、悪臭の発生は低減され、周辺環境に及ぼす影響は小さいと考えられる。

#### (2) 環境保全措置及び評価

##### ① 環境保全措置

##### ア) 環境保全措置の検討結果

仮置き場から発生する悪臭の環境保全措置については、表 6.2.2-4 に示すように、前提条件で記載したとおりとし、環境保全措置のその効果について検討した。

表 6.2.2-4 環境保全措置の検証結果

対象項目	環境保全措置	効果
悪臭	<ul style="list-style-type: none"><li>・屋外の糞等の速やかな回収</li><li>・糞や敷藁等の適切な保管・処理</li><li>・保管場の衛生管理</li><li>・密閉型車両等、飛散防止策を講じた車両による運搬</li><li>・定期的な臭気測定</li></ul>	悪臭による影響を低減できる。

##### イ) 環境保全措置の検証及び整理

環境保全措置の検証及び整理の結果は、表 6.2.2-5 に示すとおりである。

簡易的環境影響評価書（令和3年4月）

表 6.2.2-5 環境保全措置の検討結果の検証及び整理の結果

環境保全措置の対象		悪臭
実施する環境保全措置		<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外の糞等の速やかな回収</li> <li>・糞や敷藁等の適切な保管・処理</li> <li>・保管場の衛生管理</li> <li>・密閉型車両等、飛散防止策を講じた車両による運搬</li> </ul>
環境保全措置の実施内容	実施主体	競走馬育成企業
	実施方法	屋外の糞等は速やかに回収し、糞や敷藁等は適切な保管・処理を行うとともに、保管場の衛生管理を徹底する。また、糞や敷藁等の搬送時には、業者に対して、密閉型車両等、飛散防止策を講じた車両の使用を徹底する。
	実施期間	施設の供用時
	実施範囲	準対象事業実施区域
環境保全措置の効果		仮置き場からの悪臭の発生を低減できる。
環境保全措置を講じた後の環境の状況		仮置き場からの悪臭の発生は低減され、周辺環境に及ぼす影響が低減できる。
環境保全措置の効果の不確実性の程度		実施可能な措置であり、不確実性は小さいと考えられる。
環境保全措置の実施に伴い生じるおそれがある環境への影響		特になし

② 評価

ア) 評価方法

予測結果及び環境保全措置の検討結果をもとに、悪臭の影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価した。

イ) 評価結果

施設の供用に伴う悪臭の影響は、表 6.2.2-4 の環境保全措置を実施することにより、環境への影響は事業者の実施可能な範囲内でできる限り回避・低減されていると評価する。

修正後

表 6.2.2-5 環境保全措置の検討結果の検証及び整理の結果

環境保全措置の対象		悪臭
実施する環境保全措置		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋外の糞等の速やかな回収</li> <li>・ 糞や敷藁等の適切な保管・処理</li> <li>・ 保管場の衛生管理</li> <li>・ 密閉型車両等、飛散防止策を講じた車両による運搬</li> <li>・ 定期的な臭気測定</li> </ul>
環境保全措置の実施内容	実施主体	競走馬育成企業
	実施方法	屋外の糞等は速やかに回収し、糞や敷藁等は適切な保管・処理を行うとともに、保管場の衛生管理を徹底する。また、糞や敷藁等の搬送時には、業者に対して、密閉型車両等、飛散防止策を講じた車両の使用を徹底する。また、定期的に臭気の測定を実施する。
	実施期間	施設の供用時
	実施範囲	準対象事業実施区域
環境保全措置の効果		仮置き場からの悪臭の発生を低減できる。
環境保全措置を講じた後の環境の状況		仮置き場からの悪臭の発生は低減され、周辺環境に及ぼす影響が低減できる。
環境保全措置の効果の不確実性の程度		実施可能な措置であり、不確実性は小さいと考えられる。
環境保全措置の実施に伴い生じるおそれがある環境への影響		特になし

② 評価

ア) 評価方法

予測結果及び環境保全措置の検討結果をもとに、悪臭の影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価した。

イ) 評価結果

施設の供用に伴う悪臭の影響は、表 6.2.2-4 の環境保全措置を実施することにより、環境への影響は事業者の実施可能な範囲内でできる限り回避・低減されていると評価する。

## 簡易的環境影響評価書（令和3年4月）

第6章 環境影響評価の結果 6.5 水質

八島川への流量の寄与率は、以下のとおりである。

準対象事業実施区域 汚水計画排水量：19m<sup>3</sup>/日=0.013m<sup>3</sup>/分

八島川流量：8.0～60.0m<sup>3</sup>/分

八島川への寄与率：0.16%（8.0m<sup>3</sup>/分換算時）

## ④ 予測結果

## ア) 土地の造成に伴う降雨時の濁水による影響

本事業において、土地の造成工事による濁水の発生が考えられるが、工事にあたっては、以下に示す濁水防止措置を講じることとする。

- ・ 工事中の雨水流出の調整、土砂及び濁水の流出を防止するため、改修後の調整池に導き、濁水を一旦貯留して沈殿させた後、上澄み水を放流する。
- ・ 造成工事の際は、必要に応じて上流部に土砂流出防止柵等を設置する。
- ・ 造成箇所は速やかに転圧等を施す。

以上の対策により、工事中の濁水の発生に伴う浮遊物質（SS）の発生を最小限に抑制できるものと予測される。

## イ) 施設の供用に伴う施設からの排水（BOD、全窒素、全リン等）による影響

本事業において、準対象事業実施区域の施設の供用に伴う施設排水による影響が考えられるが、施設排水のうち、生活排水は合併浄化槽により、馬用排水は排水処理施設から、それぞれ、排水基準以下にして放流することとし、水質への影響を低減する。

隣接する雨池に流入する施設排水は、上流側の調整池で希釈されることに加え、これまでのゴルフコース供用時における農薬・肥料や施設排水の流入が減少することから、水質が大幅に悪化することはないものと考えられ、著しい影響はないと予測する。但し、水質については不確実性が残るため定期的に水質検査を実施する。

また、本事業による施設排水が流入する八島川は、観測流量の最小値と比較した場合でも、その流入割合は1%未満であり、流入河川への影響は小さいと予測される。

施設の供用にあたっては、以下に示す環境保全措置を講じる。

- ・ 合併浄化槽及び排水処理施設の維持管理の徹底
- ・ 調整池及び雨池の定期的な水質検査（生活環境項目）を実施する。

以上の措置により、施設排水の水質は適正に保たれ、施設の排水による影響が生じた場合には早期に把握することができ、適切な対策を講じることで影響は、最小限に抑制できるものと予測される。

## 修正後

八島川への流量の寄与率は、以下のとおりである。

準対象事業実施区域 汚水計画排水量：19m<sup>3</sup>/日=0.013m<sup>3</sup>/分

八島川流量：8.0～60.0m<sup>3</sup>/分

八島川への寄与率：0.16%（8.0m<sup>3</sup>/分換算時）

### ④ 予測結果

#### ア) 土地の造成に伴う降雨時の濁水による影響

本事業において、土地の造成工事による濁水の発生が考えられるが、工事にあたっては、以下に示す濁水防止措置を講じることとする。

- ・ 工事中の雨水流出の調整、土砂及び濁水の流出を防止するため、改修後の調整池に導き、濁水を一旦貯留して沈殿させた後、上澄み水を放流する。
- ・ 造成工事の際は、必要に応じて上流部に土砂流出防止柵等を設置する。
- ・ 造成箇所は速やかに転圧等を施す。
- ・ 工事中の降雨による濁水（SS）について、水質検査を実施する。

以上の対策により、工事中の濁水の発生に伴う浮遊物質（SS）の発生を最小限に抑制できるものと予測される。

#### イ) 施設の供用に伴う施設からの排水（BOD、全窒素、全リン等）による影響

本事業において、準対象事業実施区域の施設の供用に伴う施設排水による影響が考えられるが、施設排水のうち、生活排水は合併浄化槽により、馬用排水は排水処理施設から、それぞれ、排水基準以下にして放流することとし、水質への影響を低減する。

隣接する雨池に流入する施設排水は、上流側の調整池で希釈されることに加え、これまでのゴルフコース供用時における農薬・肥料や施設排水の流入が減少することから、水質が大幅に悪化することはないものと考えられ、著しい影響はないと予測する。但し、水質については不確実性が残るため定期的に水質検査を実施する。

また、本事業による施設排水が流入する八島川は、観測流量の最小値と比較した場合でも、その流入割合は1%未満であり、流入河川への影響は小さいと予測される。

施設の供用にあたっては、以下に示す環境保全措置を講じる。

- ・ 合併浄化槽及び排水処理施設の維持管理の徹底
- ・ 汚水排水について、一定の水質データが収集されるまでの間は、月1回程度の水質検査（生活環境項目）を調整池及び雨池を実施する。
- ・ 水質検査結果を周辺自治会等へ報告する。

簡易的環境影響評価書（令和3年4月）

第6章 環境影響評価の結果 6.5 水質

ウ) 施設の供用に伴うウッドチップ舗装による周辺への影響

本事業において、直線馬場や周回馬場においてウッドチップ舗装を計画している。ウッドチップは、雨水などの影響により水を着色する場合があります、周辺への影響が考えられるが、ウッドチップを使用する直線馬場や周回馬場の面積は準対象事業実施区域の約9%程度であり、水質への影響は小さいと予測される。但し、水質の色相については不確実性が残るため、施設の供用にあたっては、以下に示す環境保全措置を講じる。

- ・調整池及び雨池の定期的な水質検査（色相等）を実施する。

以上の措置により、ウッドチップによる水質（色相等）への影響が早期に把握でき、適切な対策を講じることで影響は、最小限に抑制できるものと予測される。

(2) 環境保全措置及び評価

① 環境保全措置

ア) 環境保全措置の検討結果

工事の実施及び施設の供用による水質の環境保全措置は、予測結果に示したように、表6.5.2-3に記載したとおりとし、環境保全措置のその効果について検討した。

表 6.5.2-3 環境保全措置の検証結果

対象項目	予測事項及び項目	環境保全措置	効果
水 質	土地の造成に伴う降雨時の濁水の影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改修後の調整池 2ヶ所において濁水を一旦貯留して沈殿させ、上澄みを放流する。</li> <li>・必要に応じて上流部に土砂流出防止柵等を設置する。</li> <li>・造成箇所は速やかに転圧等を施す。</li> </ul>	土地の造成による濁水を低減できる。
	施設供用後による施設排水が周辺環境に及ぼす影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併浄化槽及び排水処理施設の維持管理を徹底する。</li> <li>・調整池及び雨池の定期的な水質検査（生活環境項目等）を実施する。</li> </ul>	施設排水が周辺環境に及ぼす影響を低減でき、影響を早期に把握できる。
	ウッドチップ舗装による周辺環境に及ぼす影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調整池及び雨池の定期的な水質検査（色相）を実施する。</li> </ul>	ウッドチップ舗装が周辺環境に及ぼす影響を早期に把握できる。

イ) 環境保全措置の検証及び整理

環境保全措置の検証及び整理の結果は、表6.5.2-4に示すとおりである。

## 修正後

### 第6章 環境影響評価の結果 6.5 水質

#### ウ) 施設の供用に伴うウッドチップ舗装による周辺への影響

本事業において、直線馬場や周回馬場においてウッドチップ舗装を計画している。ウッドチップは、雨水などの影響により水を着色する場合があります、周辺への影響が考えられるが、ウッドチップを使用する直線馬場や周回馬場の面積は準対象事業実施区域の約 9%程度であり、水質への影響は小さいと予測される。但し、水質の色相については不確実性が残るため、施設の供用にあたっては、以下に示す環境保全措置を講じる。

- ・調整池及び雨池の定期的な水質検査（色相等）を実施する。
- ・ウッドチップによる水の着色がみられ、苦情等が発生した場合は、調整池等で十分に滞留・希釈させ、十分でない場合は水質浄化装置等により水質浄化を行う。

以上の措置により、ウッドチップによる水質（色相等）への影響が早期に把握でき、適切な対策を講じることで影響は、最小限に抑制できるものと予測される。

#### (2) 環境保全措置及び評価

##### ① 環境保全措置

##### ア) 環境保全措置の検討結果

工事の実施及び施設の供用による水質の環境保全措置は、予測結果に示したように、表 6.5.2-3 に記載したとおりとし、環境保全措置のその効果について検討した。

表 6.5.2-3 環境保全措置の検討結果

対象項目	予測事項及び項目	環境保全措置	効果
水 質	土地の造成に伴う降雨時の濁水の影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改修後の調整池 2 ヶ所において濁水を一旦貯留して沈殿させ、上澄みを放流する。</li> <li>・必要に応じて上流部に土砂流出防止柵等を設置する。</li> <li>・造成箇所は速やかに転圧等を施す。</li> <li>・<u>工事中の降雨による濁水（SS）について、水質検査を実施する。</u></li> </ul>	土地の造成による濁水を低減できる。
	施設供用後による施設排水が周辺環境に及ぼす影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併浄化槽及び排水処理施設の維持管理を徹底する。</li> <li>・<u>汚水排水について、一定の水質データが収集されるまでの間は、月 1 回程度の水質検査（生活環境項目）を調整池及び雨池で実施する。</u></li> <li>・<u>水質検査結果を周辺自治会等へ報告する。</u></li> </ul>	施設排水が周辺環境に及ぼす影響を低減できる。
	ウッドチップ舗装による周辺環境に及ぼす影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調整池及び雨池の定期的な水質検査（色相）を実施する。</li> <li>・<u>ウッドチップによる水の着色がみられ、苦情等が発生した場合は調整池等で滞留・希釈させ、十分でない場合は水質浄化装置等により水質浄化を行う。</u></li> </ul>	ウッドチップ舗装が周辺環境に及ぼす影響を低減できる。

簡易的環境影響評価書（令和3年4月）

表 6.5.2-4(1) 環境保全措置の検討結果の検証及び整理の結果

環境保全措置の対象	水 質	
実施する環境保全措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改修後の調整池2ヶ所に濁水を一旦貯留して沈殿させ上澄みを放流する。</li> <li>・必要に応じて上流部に土砂流出防止柵等を設置する。</li> <li>・造成箇所は速やかに転圧等を施す。</li> </ul>	
環境保全措置の実施内容	実施主体	株式会社イケダエステート
	実施方法	改修後の調整池2ヶ所に濁水を一旦貯留して沈殿させ上澄みを放流し、必要に応じて上流部に土砂流出防止柵等を設置する。また、造成箇所は速やかに転圧等を施し濁水の発生を抑制する。
	実施期間	工事期間中
	実施範囲	準対象事業実施区内
環境保全措置の効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事中の濁水を抑制できる。</li> <li>・土粒子の流出を防止できる。</li> <li>・流入先の河川への負荷を抑制できる</li> </ul>	
環境保全措置を講じた後の環境の状況	準対象事業実施区域から発生する濁水の影響の低減が期待できる。	
環境保全措置の効果の不確実性の程度	実施可能な措置であり、不確実性は小さい	
環境保全措置の実施に伴い生じるおそれがある環境への影響	特になし	

修正後

イ) 環境保全措置の検証及び整理

環境保全措置の検証及び整理の結果は、表 6.5.2-4 に示すとおりである。

表 6.5.2-4(1) 環境保全措置の検討結果の検証及び整理の結果

環境保全措置の対象		水 質
実施する環境保全措置		<ul style="list-style-type: none"> <li>改修後の調整池 2 ヶ所に濁水を一旦貯留して沈殿させ上澄みを放流する。</li> <li>必要に応じて上流部に土砂流出防止柵等を設置する。</li> <li>造成箇所は速やかに転圧等を施す。</li> <li>工事中の降雨による濁水 (SS) について、水質検査を実施する。</li> </ul>
環境保全措置の実施内容	実施主体	株式会社イケダエステート
	実施方法	改修後の調整池 2 ヶ所に濁水を一旦貯留して沈殿させ上澄みを放流し、必要に応じて上流部に土砂流出防止柵等を設置する。また、造成箇所は速やかに転圧等を施し濁水の発生を抑制し、 <u>降雨時に濁水 (SS) の水質検査を実施する。</u>
	実施期間	工事期間中
	実施範囲	準対象事業実施区内
環境保全措置の効果		<ul style="list-style-type: none"> <li>工事中の濁水を抑制できる。</li> <li>土粒子の流出を防止できる。</li> <li>流入先の河川への負荷を抑制できる。</li> </ul>
環境保全措置を講じた後の環境の状況		準対象事業実施区域から発生する濁水の影響を低減できる。
環境保全措置の効果の不確実性の程度		実施可能な措置であり、不確実性は小さい
環境保全措置の実施に伴い生じるおそれがある環境への影響		特になし

簡易的環境影響評価書（令和3年4月）

第6章 環境影響評価の結果 6.5 水質

表 6.5.2-4(2) 環境保全措置の検討結果の検証及び整理の結果

環境保全措置の対象		水 質
実施する環境保全措置		<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併浄化槽及び排水処理施設の維持管理を徹底する。</li> <li>・調整池や雨池の定期的な水質検査（生活環境項目、色相）を実施する。</li> </ul>
環境保全措置の実施内容	実施主体	競走馬育成企業
	実施方法	誘致企業に合併浄化槽及び排水処理施設の維持管理を徹底する。また、調整池及び雨池の定期的な水質検査（生活環境項目、色相）の実施を徹底する。
	実施期間	施設の供用時
	実施範囲	準対象事業実施区内及びその周辺
環境保全措置の効果		<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚濁負荷量増加を防止できる。</li> <li>・水質（生活環境項目、色相）への影響を早期に把握できる。</li> </ul>
環境保全措置を講じた後の環境の状況		水質（生活環境項目、色相）への影響を早期に把握し、対策を講じることができる。
環境保全措置の効果の不確実性の程度		実施可能な措置であり、不確実性は小さい
環境保全措置の実施に伴い生じるおそれがある環境への影響		特になし

② 評 価

ア) 評価方法

予測結果及び環境保全措置の検討結果をもとに、水質の影響が事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避され、または低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価した。

イ) 評価結果

工事中及び施設の供用については、表 6.5.2-4 に示す環境保全装置を講ずることで、水質への影響は事業者の実行可能な範囲のできる限り回避・低減されていると評価する。

修正後

第6章 環境影響評価の結果 6.5 水質

表 6.5.2-4(2) 環境保全措置の検討結果の検証及び整理の結果

環境保全措置の対象		水 質
実施する環境保全措置		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合併浄化槽及び排水処理施設の維持管理を徹底する。</li> <li>・ 汚水排水について、一定の水質データが収集されるまでの間は、調整池及び雨池で月1回程度の水質検査（生活環境項目、色相）を実施する。</li> <li>・ 水質検査結果を周辺自治会等へ報告する。</li> <li>・ ウッドチップによる水の着色がみられ、苦情等が発生した場合は調整池等で滞留・希釈させ、十分でない場合は水質浄化装置等により水質浄化を行う。</li> </ul>
環境保全措置の実施内容	実施主体	競走馬育成企業
	実施方法	誘致企業に合併浄化槽及び排水処理施設の維持管理を徹底する。また、調整池及び雨池の定期的な水質検査（生活環境項目、色相）の実施を徹底し、周辺自治会等へ報告する。また、水の着色について、苦情等が発生した場合は調整池等で滞留・希釈させ、十分でない場合は水質浄化装置等により水質浄化を行う。
	実施期間	施設の供用時
	実施範囲	準対象事業実施区内及びその周辺
環境保全措置の効果		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 汚濁負荷量増加を防止できる。</li> <li>・ 水質（生活環境項目、色相）への影響を低減できる。</li> </ul>
環境保全措置を講じた後の環境の状況		水質（生活環境項目、色相）への影響を早期に把握し、対策を講じることができる。
環境保全措置の効果の不確実性の程度		実施可能な措置であり、不確実性は小さい
環境保全措置の実施に伴い生じるおそれがある環境への影響		特になし

② 評 価

ア) 評価方法

予測結果及び環境保全措置の検討結果をもとに、水質の影響が事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避され、または低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価した。

イ) 評価結果

工事中及び施設の供用については、表 6.5.2-4 に示す環境保全装置を講ずることで、水質への影響は事業者の実行可能な範囲内のできる限り回避・低減されていると評価する。

簡易的環境影響評価書（令和3年4月）

6.6.3 環境保全措置

(1) 環境保全措置の検討

「6.6.2 予測」において事業による影響のおそれがあると予測した種を対象とし、事業者により実行可能な範囲内で当該環境影響をできる限り回避または低減するための措置、あるいは損なわれる環境の有する価値を代償するための措置についての複数の案を検討した。

環境保全措置案の検討結果は表 6.6.3-1 に示すとおりであり、実効性があると見込まれる措置について今後の事業計画において採用することとする。

表 6.6.3-1 環境保全措置の検討結果（陸生動物）

環境保全措置の検討対象	影響要因	環境保全措置案	環境保全措置の効果とその検証	実効性
【鳥類】 ヒクイナ オオヨシキリ	土地の造成	生息環境の改変時期の調整	工事工程の調整により、重要な種の繁殖期間に配慮することで、著しい影響を回避できる。	○
【爬虫類】 ニホンイシガメ 【両生類】 アカハライモリ ニホンヒキガエル トノサマガエル 【昆虫類】 アキアカネ コオイムシ タガメ クロゲンゴロウ シマゲンゴロウ マルケシゲンゴロウ キベリクロヒメゲンゴロウ コウベツブゲンゴロウ オオミズスマシ ミズスマシ ヤマトホソガムシ スジヒラタガムシ コガムシ ガムシ コガタガムシ タバサナエ キトンボ オオアメンボ ミヤケミズムシ カクモンハラブトハナアブ オオトクリゴミムシ	土地の造成	生息環境の改変の回避	生息環境への影響を回避できるが、事業用地や事業特性の観点から、施設の配置を大きく変更することは困難である。	×
		生息環境の改変範囲の縮小	生息環境への影響を低減できるが、事業用地や事業特性の観点から、施設の規模を大きく縮小することは困難である。	×
		生息個体の移植	消失する生息環境と同様の環境は残存区域や周囲にも分布していると考えられることから、工事着手に先立って、それらの区域に消失予測個体を移植することで、著しい影響を低減できる。	○
重要な種全般	土地の造成	工事関係者への環境配慮事項の周知	工事区域外への立ち入りや不要な改変の防止、工事中に見られる可能性のある重要な種やその取扱い等について、事前に周知または注意喚起することで、重要な種の生息環境及び生息個体への著しい影響を低減できる。	○

修正後

6.6.3 環境保全措置

(1) 環境保全措置の検討

「6.6.2 予測」において事業による影響のおそれがあると予測した種を対象とし、事業者により実行可能な範囲内で当該環境影響をできる限り回避または低減するための措置、あるいは損なわれる環境の有する価値を代償するための措置についての複数の案を検討した。

環境保全措置案の検討結果は表 6.6.3-1 に示すとおりであり、実効性があると見込まれる措置について今後の事業計画において採用することとする。

表 6.6.3-1 環境保全措置の検討結果（陸生動物）

環境保全措置の検討対象	影響要因	環境保全措置案	環境保全措置の効果とその検証	実効性
【鳥類】 ヒクイナ オオヨシキリ	土地の造成	生息環境の改変時期の調整	工事工程の調整により、重要な種の繁殖期間に配慮することで、著しい影響を回避できる。	○
【爬虫類】 ニホンイシガメ 【両生類】 アカハライモリ ニホンヒキガエル トノサマガエル 【昆虫類】 アキアカネ コオイムシ タガメ クロゲンゴロウ シマゲンゴロウ マルケシゲンゴロウ ケベリクロヒメゲンゴロウ コウベツブゲンゴロウ オオミズスマシ ミズスマシ ヤマトホソガムシ スジヒラタガムシ コガムシ ガムシ コガタガムシ タバサナエ キトンボ オオアメンボ ミヤケミズムシ カクモンハラブトハナアブ オオトクリゴミムシ	土地の造成	生息環境の改変の回避	生息環境への影響を回避できるが、事業用地や事業特性の観点から、施設の配置を大きく変更することは困難である。	×
		生息環境の改変範囲の縮小	生息環境への影響を低減できるが、事業用地や事業特性の観点から、施設の規模を大きく縮小することは困難である。	×
		生息個体の移植・モニタリングの実施	消失する生息環境と同様の環境は残存区域や周囲にも分布していると考えられることから、工事着手に先立って、それらの区域に消失予測個体を移植することで、著しい影響を低減できる。また、移植を実施した場合には、適宜状況の確認を行い、必要に応じて維持管理をすることで、移植個体への影響を低減できる。	○
重要な種全般	土地の造成	工事関係者への環境配慮事項の周知	工事区域外への立ち入りや不要な改変の防止、工事中に見られる可能性のある重要な種やその取扱い等について、事前に周知または注意喚起することで、重要な種の生息環境及び生息個体への著しい影響を低減できる。	○

簡易的環境影響評価書（令和3年4月）

第6章 簡易的環境影響評価の結果 6.6 陸生動物

(2) 環境保全措置の検討結果の整理

環境保全措置の具体的な内容等については、表 6.6.3-2～4 に示すとおりである。

表 6.6.3-2 環境保全措置の内容（工事の実施：鳥類）

環境保全措置の対象	【鳥類】ヒクイナ、オオヨシキリ	
実施する環境保全措置	生息環境の改変時期の調整	
環境保全措置の実施の内容	実施主体	株式会社イケダエステート
	実施方法	工事着手前に現地調査を実施し、改変予定区画内に対象種の営巣地が確認された場合には、当該地点を安全柵で囲むなどして保護し、繁殖期に配慮した一定期間、工事を見合わせる。
	実施時期	当該区画の工事着手前～工事期間中
	実施地域	準対象事業実施区域内の対象種の生息確認地点
環境保全措置の効果	営巣地の改変の一時的な見合わせにより、卵への直接的な影響を回避できる。	
環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化	環境の改変を一時的に避ける措置であり、環境の状況に変化は生じないと考えられる。	
環境保全措置の効果の不確実性の程度	同様の環境保全措置の実施例があり、不確実性の程度は小さいと考えられる。	
環境保全措置の実施に伴い生じるおそれがある環境への影響	環境の著しい改変を伴う措置ではなく、新たな環境影響の発生はない。	

表 6.6.3-3 環境保全措置の内容（工事の実施：爬虫類・両生類・昆虫類）

環境保全措置の対象	【爬虫類】ニホンイシガメ 【両生類】アカハライモリ、ニホンヒキガエル、トノサマガエル 【昆虫類】アキアカネ、コオイムシ、タガメ、クロゲンゴロウ、シマゲンゴロウ、マルケシゲンゴロウ、キベリクロヒメゲンゴロウ、コウベツブゲンゴロウ、オオミズスマシ、ミズスマシ、ヤマトホソガムシ、スジヒラタガムシ、コガムシ、ガムシ、コガタガムシ、タバサナエ、キトンボ、オオアメンボ、ミヤケミズムシ、カクモンハラブトハナアブ、オオトクリゴミムシ	
実施する環境保全措置	生息個体の移植	
環境保全措置の実施の内容	実施主体	株式会社イケダエステート・競走馬育成企業
	実施方法	工事着手前に現地調査を実施し、改変予定区画内に対象種の生息が確認された場合には、当該個体を採取し、残存区域または周囲の適地に移植する。
	実施時期	工事着手前、施設の供用時
	実施地域	準対象事業実施区域内の対象種の生育確認地点及び移植先
環境保全措置の効果	移植により生息個体への直接的な影響が避けられることから、事業による著しい影響を低減できる。	
環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化	移植先には環境条件を検討して適地を選定することとし、大規模な環境改変を行わないことから、環境の変化は小さいと考えられる。	
環境保全措置の効果の不確実性の程度	同様の環境保全措置の実施例があり、不確実性の程度は小さいと考えられる。	
環境保全措置の実施に伴い生じるおそれがある環境への影響	環境の著しい改変を伴う措置ではなく、新たな環境影響の発生はない。	

修正後

(2) 環境保全措置の検討結果の整理

環境保全措置の具体的な内容等については、表 6.6.3-2～4 に示すとおりである。

表 6.6.3-2 環境保全措置の内容（工事の実施：鳥類）

環境保全措置の対象	【鳥類】ヒクイナ、オオヨシキリ	
実施する環境保全措置	生息環境の改変時期の調整	
環境保全措置の実施の内容	実施主体	株式会社イケダエステート
	実施方法	工事着手前に現地調査を実施し、改変予定区画内に対象種の営巣地が確認された場合には、当該地点を安全柵で囲むなどして保護し、繁殖期に配慮した一定期間、工事を見合わせる。
	実施時期	当該区画の工事着手前～工事期間中
	実施地域	準対象事業実施区域内の対象種の生息確認地点
環境保全措置の効果	営巣地の改変の一時的な見合わせにより、卵への直接的な影響を回避できる。	
環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化	環境の改変を一時的に避ける措置であり、環境の状況に変化は生じないと考えられる。	
環境保全措置の効果の不確実性の程度	同様の環境保全措置の実施例があり、不確実性の程度は小さいと考えられる。	
環境保全措置の実施に伴い生じるおそれがある環境への影響	環境の著しい改変を伴う措置ではなく、新たな環境影響の発生はない。	

表 6.6.3-3 環境保全措置の内容（工事の実施：爬虫類・両生類・昆虫類）

環境保全措置の対象	【爬虫類】ニホンイシガメ 【両生類】アカハライモリ、ニホンヒキガエル、トノサマガエル 【昆虫類】アキアカネ、コオイムシ、タガメ、クロゲンゴロウ、シマゲンゴロウ、マルケシゲンゴロウ、キベリクロヒメゲンゴロウ、コウベツブゲンゴロウ、オオミズスマシ、ミズスマシ、ヤマトホソガムシ、スジヒラタガムシ、コガムシ、ガムシ、コガタガムシ、タバサナエ、キトンボ、オオアメンボ、ミヤケミズムシ、カクモンハラブトハナアブ、オオトクリゴミムシ	
実施する環境保全措置	生息個体の移植・モニタリングの実施	
環境保全措置の実施の内容	実施主体	株式会社イケダエステート・競走馬育成企業
	実施方法	工事着手前に現地調査を実施し、改変予定区画内に対象種の生息が確認された場合には、当該個体を採取し、残存区域または周囲の適地に移植する。移植後は定期的にモニタリングを実施する。
	実施時期	工事着手前、施設の供用時
	実施地域	準対象事業実施区域内の対象種の生育確認地点及び移植先
環境保全措置の効果	移植により生息個体への直接的な影響が避けられることから、事業による著しい影響を低減できる。また、移植を実施した場合には、適宜状況の確認を行い、必要に応じて維持管理をすることで、移植個体への影響を低減できる。	
環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化	移植先には環境条件を検討して適地を選定することとし、大規模な環境改変を行わないことから、環境の変化は小さいと考えられる。	
環境保全措置の効果の不確実性の程度	同様の環境保全措置の実施例があり、不確実性の程度は小さいと考えられる。	
環境保全措置の実施に伴い生じるおそれがある環境への影響	環境の著しい改変を伴う措置ではなく、新たな環境影響の発生はない。	

簡易的環境影響評価書（令和3年4月）

第6章 簡易的環境影響評価の結果 6.7 陸生植物

表 6.7.3-1 環境保全措置の検討結果（陸生植物）

環境保全措置の検討対象	影響要因	環境保全措置案	環境保全措置の効果の検証	実効性
<b>【種子植物】</b> イトトリゲモ ミズオオバコ ヒナノシャクジョウ カキラン クロヤツシロラン ミズトシボ ノカンソウ ナガエミクリ クロイヌノヒゲ シロガヤツリ コアゼテンツキ マツカサススキ コシンジュガヤ ナガボノワレモコウ サイコクスカボ イシモチソウ モウセンゴケ コモウセンゴケ トウカイコモウセンゴケ クロミノニシゴリ カイナンサラサドウダン ハルリンドウ イヌセンブリ コバノカモメヅル ノタヌキモ ササユリ エビネ ギンラン ササバギンラン ヤブサンザシ シバハギ カラタチバナ スズサイコ イヌノフグリ ミゾコウジュ クチナシグサ コシオガマ キキョウ オケラ オカオグルマ <b>【シダ植物】</b> マツバラ ツクシイワヘゴ	土地の造成	生育環境の改変の回避	生育環境への影響を回避できるが、事業用地や事業特性の観点から、施設の配置を大きく変更し、生息環境を避けた計画とすることは困難である。	×
		生育環境の改変範囲の縮小	生育環境への影響を低減できるが、事業用地や事業特性の観点から、施設の規模を大きく縮小し、生息環境の改変範囲を削減することは困難である。	×
		生育個体の移植	消失する生育環境と同様の環境は残存区域や周囲にも分布していると考えられることから、工事着手に先立って、それらの区域に消失予測個体を移植することで、著しい影響を低減できる。	○
重要な種全般		工事関係者への環境配慮事項の周知	工事区域外への立ち入りや不要な改変の防止、工事中に見出される可能性のある重要な種やその取扱い等について、事前に周知または注意喚起することで、重要な種の生育環境及び生育個体への著しい影響を低減できる。	○

修正後

表 6.7.3-1 環境保全措置の検討結果（陸生植物）

環境保全措置の 検討対象	影響要因	環境保全措置案	環境保全措置の効果の検証	実効性
<b>【種子植物】</b> イトトリゲモ ミズオオバコ ヒナノシャクジョウ カキラン クロヤツシロラン ミズトンボ ノカンゾウ ナガエミクリ クロイヌノヒゲ シロガヤツリ コアゼテンツキ マツカサススキ コシンジュガヤ ナガボノワレモコウ サイコクスカボ イシモチソウ モウセンゴケ コモウセンゴケ トウカイコモウセンゴケ クロミノニシゴリ カイナンサラサドウダン ハルリンドウ イヌセンブリ コバノカモメヅル ノタヌキモ ササユリ エビネ ギンラン ササバギンラン ヤブサンザシ シバハギ カラタチバナ スズサイコ イヌノフグリ ミゾコウジュ クチナシグサ コシオガマ キキョウ オケラ オカオグルマ <b>【シダ植物】</b> マツバラン ツクシイワヘゴ	土地の造成	生育環境の改変の回避	生育環境への影響を回避できるが、事業用地や事業特性の観点から、施設の配置を大きく変更し、生息環境を避けた計画とすることは困難である。	×
		生育環境の改変範囲の縮小	生育環境への影響を低減できるが、事業用地や事業特性の観点から、施設の規模を大きく縮小し、生息環境の改変範囲を削減することは困難である。	×
		生育個体の移植・モニタリングの実施	消失する生育環境と同様の環境は残存区域や周囲にも分布していると考えられることから、工事着手に先立って、それらの区域に消失予測個体を移植することで、著しい影響を低減できる。また、移植を実施した場合には、 <u>適宜状況の確認を行い、必要に応じて維持管理</u> をすることで、移植個体への影響を低減できる。	○
重要な種全般		工事関係者への環境配慮事項の周知	工事区域外への立ち入りや不要な改変の防止、工事中に見えされる可能性のある重要な種やその取扱い等について、事前に周知または注意喚起することで、重要な種の生育環境及び生育個体への著しい影響を低減できる。	○

簡易的環境影響評価書（令和3年4月）

第6章 簡易的環境影響評価の結果 6.7 陸生植物

(2) 環境保全措置の検討結果の整理

環境保全措置の具体的な内容等については、表 6.7.3-2~3 に示すとおりである。

表 6.7.3-2 環境保全措置の内容（工事の実施：種子植物・シダ植物）

環境保全措置の対象		<p>【種子植物】イトトリゲモ、ミズオオバコ、ヒナノシヤクジョウ、カキラン、クロヤツシロラン、ミズトンボ、ノカンゾウ、ナガエミクリ、クロイヌノヒゲ、シロガヤツリ、コアゼテンツキ、マツカサススキ、コシンジュガヤ、ナガボノワレモコウ、サイコクヌカボ、イシモチソウ、モウセンゴケ、コモウセンゴケ、トウカイコモウセンゴケ、クロミノシゴリ、カイナンサラサドウダン、ハルリンドウ、イヌセンブリ、コバノカモメヅル、ノタヌキモ、ササユリ、エビネ、ギンラン、ササバギンラン、ヤブサンザシ、シバハギ、カラタチバナ、スズサイコ、イヌノフグリ、ミゾコウジュ、クチナシグサ、コシオガマ、キキョウ、オケラ、オカオグルマ</p> <p>【シダ植物】マツバラン、ツクシイワヘゴ</p>
実施する環境保全措置		生育個体の移植
環境保全措置の実施の内容	実施主体	株式会社イケダエステート・競走馬育成企業
	実施方法	工事着手前に現地調査を実施し、改変予定区画内に対象種の生育が確認された場合には、当該個体を採取し、残存区域または周囲の適地に移植する。移植を実施した場合には、適宜定着状況の確認を行い、必要に応じて維持管理を実施する。
	実施時期	工事着手前・施設の供用時
	実施地域	準対象事業実施区域内の対象種の生育確認地点及び移植先
環境保全措置の効果		移植により生育個体への直接的な影響が避けられることから、事業による著しい影響を低減できる。
環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化		移植先には環境条件を検討して適地を選定することとし、大規模な環境改変を行わないことから、環境の変化は小さいと考えられる。
環境保全措置の効果の不確実性の程度		同様の環境保全措置の実施例があり、移植後の定着確認や必要に応じた維持管理を実施することから、不確実性の程度は小さいと考えられる。
環境保全措置の実施に伴い生じるおそれがある環境への影響		環境の著しい改変を伴う措置ではなく、新たな環境影響の発生はない。

修正後

(2) 環境保全措置の検討結果の整理

環境保全措置の具体的な内容等については、表 6.7.3-2～3 に示すとおりである。

表 6.7.3-2 環境保全措置の内容（工事の実施：種子植物・シダ植物）

環境保全措置の対象	<p>【種子植物】イトトリゲモ、ミズオオバコ、ヒナノシヤクジョウ、カキラン、クロヤツシロラン、ミズトンボ、ノカンゾウ、ナガエミクリ、クロイヌノヒゲ、シロガヤツリ、コアゼテンツキ、マツカサススキ、コシンジユガヤ、ナガボノワレモコウ、サイコクヌカボ、イシモチソウ、モウセンゴケ、コモウセンゴケ、トウカイコモウセンゴケ、クロミノニシゴリ、カイナンサラサドウダン、ハルリンドウ、イヌセンブリ、コバノカモメヅル、ノタスキモ、ササユリ、エビネ、ギンラン、ササバギンラン、ヤブサンザシ、シバハギ、カラタチバナ、スズサイコ、イヌノフグリ、ミゾコウジュ、クチナシグサ、コシオガマ、キキョウ、オケラ、オカオグルマ</p> <p>【シダ植物】 マツバラシ、ツクシイワヘゴ</p>	
実施する環境保全措置	生育個体の移植・モニタリングの実施	
環境保全措置の実施の内容	実施主体	株式会社イケダエステート・競走馬育成企業
	実施方法	工事着手前に現地調査を実施し、改変予定区画内に対象種の生育が確認された場合には、当該個体を採取し、残存区域または周囲の適地に移植する。移植を実施した場合には、適宜定着状況の確認を行い、必要に応じて維持管理を実施する。
	実施時期	工事着手前・施設の供用時
	実施地域	準対象事業実施区域内の対象種の生育確認地点及び移植先
環境保全措置の効果	移植により生育個体への直接的な影響が避けられることから、事業による著しい影響を低減できる。また、移植を実施した場合には、適宜状況の確認を行い、必要に応じて維持管理をすることで、移植個体への影響を低減できる。	
環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化	移植先には環境条件を検討して適地を選定することとし、大規模な環境改変を行わないことから、環境の変化は小さいと考えられる。	
環境保全措置の効果の不確実性の程度	同様の環境保全措置の実施例があり、移植後の定着確認や必要に応じた維持管理を実施することから、不確実性の程度は小さいと考えられる。	
環境保全措置の実施に伴い生じるおそれがある環境への影響	環境の著しい改変を伴う措置ではなく、新たな環境影響の発生はない。	

簡易的環境影響評価書（令和3年4月）

第6章 簡易的環境影響評価の結果 6.8 水生生物

6.8.3 環境保全措置

(1) 環境保全措置の検討

「6.8.2 予測」において事業による影響のおそれがあると予測した種を対象とし、事業者により実行可能な範囲内で当該環境影響をできる限り回避または低減するための措置、あるいは損なわれる環境の有する価値を代償するための措置についての複数の案を検討した。

環境保全措置案の検討結果は表 6.8.3-1 に示すとおりであり、実効性があると見込まれる措置について今後の事業計画において採用することとする。

表 6.8.3-1 環境保全措置の検討結果（水生生物）

環境保全措置の検討対象	影響要因	環境保全措置案	環境保全措置の効果の検証	実効性
【魚類】 ドジョウ ミナメダカ 【底生動物】 マルタニシ モノアラガイ オオタニシ ドブガイ イシガイ マシジミ	土地の造成	生息環境の改変の回避	生息環境への影響を回避できるが、事業用地や事業特性の観点から、施設の配置を大きく変更することは困難である。	×
		生息環境の改変範囲の縮小	生息環境への影響を低減できるが、事業用地や事業特性の観点から、施設の規模を大きく縮小することは困難である。	×
		生息個体の移植	消失する生息環境と同様の環境は残存区域や周囲にも分布していると考えられることから、工事着手に先立って、それらの区域に消失予測個体を移植することで、著しい影響を低減できる。	○
重要な種全般	土地の造成	工事関係者への環境配慮事項の周知	工事区域外への立ち入りや不要な改変の防止、工事中に発見される可能性のある重要な種やその取扱い等について、事前に周知または注意喚起することで、重要な種の生息環境及び生息個体への著しい影響を低減できる。	○

修正後

6.8.3 環境保全措置

(1) 環境保全措置の検討

「6.8.2 予測」において事業による影響のおそれがあると予測した種を対象とし、事業者により実行可能な範囲内で当該環境影響をできる限り回避または低減するための措置、あるいは損なわれる環境の有する価値を代償するための措置についての複数の案を検討した。

環境保全措置案の検討結果は表 6.8.3-1 に示すとおりであり、実効性があると見込まれる措置について今後の事業計画において採用することとする。

表 6.8.3-1 環境保全措置の検討結果（水生生物）

環境保全措置の 検討対象	影響要因	環境保全措置案	環境保全措置の効果の検証	実効性
【魚類】 ドジョウ ミナミメダカ 【底生動物】 マルタニシ モノアラガイ オオタニシ ドブガイ イシガイ マシジミ	土地の造成	生息環境の改変の回避	生息環境への影響を回避できるが、事業用地や事業特性の観点から、施設の配置を大きく変更することは困難である。	×
		生息環境の改変範囲の縮小	生息環境への影響を低減できるが、事業用地や事業特性の観点から、施設の規模を大きく縮小することは困難である。	×
		生息個体の移植・ <u>モニタリングの実施</u>	消失する生息環境と同様の環境は残存区域や周囲にも分布していると考えられることから、工事着手に先立って、それらの区域に消失予測個体を移植することで、著しい影響を低減できる。また、 <u>移植を実施した場合には、適宜状況の確認を行い、必要に応じて維持管理をすることで、移植個体への影響を低減できる。</u>	○
重要な種全般	土地の造成	工事関係者への環境配慮事項の周知	工事区域外への立ち入りや不要な改変の防止、工事中に発見される可能性のある重要な種やその取扱い等について、事前に周知または注意喚起することで、重要な種の生息環境及び生息個体への著しい影響を低減できる。	○

簡易的環境影響評価書（令和3年4月）

(2) 環境保全措置の検討結果の整理

環境保全措置の具体的な内容等については、表 6.8.3-2 及び 6.8.3-3 に示すとおりである。

表 6.8.3-2 環境保全措置の内容（工事の実施：魚類・底生動物）

環境保全措置の対象	【魚類】ドジョウ、ミナミメダカ 【底生動物】マルタニシ、モノアラガイ、オオタニシ、ドブガイ、イシガイ、マシジミ	
実施する環境保全措置	生息個体の移植	
環境保全措置の実施の内容	実施主体	株式会社イケダエステート・競走馬育成企業
	実施方法	工事着手前に現地調査を実施し、改変予定区画内に対象種の生息が確認された場合には、当該個体を採取し、残存区域または周囲の適地に移植する。移植を実施した場合には、適宜定着状況の確認を行い、必要に応じて維持管理を実施する。
	実施時期	工事着手前・施設の供用時
	実施地域	準対象事業実施区域内の対象種の生育確認地点及び移植先
環境保全措置の効果	移植により生息個体への直接的な影響が避けられることから、事業による著しい影響を低減できる。	
環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化	移植先には環境条件を検討して適地を選定することとし、大規模な環境改変を行わないことから、環境の変化は小さいと考えられる。	
環境保全措置の効果の不確実性の程度	同様の環境保全措置の実施例があり、移植後の定着確認や必要に応じた維持管理を実施することから、不確実性の程度は小さいと考えられる。	
環境保全措置の実施に伴い生じるおそれがある環境への影響	環境の著しい改変を伴う措置ではなく、新たな環境影響の発生はない。	

表 6.8.3-3 環境保全措置の内容（工事の実施：重要な種全般）

環境保全措置の対象	重要な種全般	
実施する環境保全措置	工事関係者への環境配慮事項の周知	
環境保全措置の実施の内容	実施主体	株式会社イケダエステート
	実施方法	工事区域外への立ち入りや不要な改変の防止、工事中に発見される可能性のある重要な種やその取扱い等について、事前に工事関係者へ周知または注意喚起する。
	実施時期	工事着手前～工事期間中
	実施地域	準対象事業実施区域
環境保全措置の効果	重要な種の生息環境及び生息個体への直接的な影響が避けられ、事業による著しい影響を低減できる。	
環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化	環境の変化を伴う措置ではない。	
環境保全措置の効果の不確実性の程度	同様の環境保全措置の実施例があり、不確実性の程度は小さいと考えられる。	
環境保全措置の実施に伴い生じるおそれがある環境への影響	環境の著しい改変を伴う措置ではなく、新たな環境影響の発生はない。	

修正後

(2) 環境保全措置の検討結果の整理

環境保全措置の具体的な内容等については、表 6.8.3-2 及び 6.8.3-3 に示すとおりである。

表 6.8.3-2 環境保全措置の内容（工事の実施：魚類・底生動物）

環境保全措置の対象	【魚類】ドジョウ、ミナミメダカ 【底生動物】マルタニシ、モノアラガイ、オオタニシ、ドブガイ、イシガイ、マシジミ	
実施する環境保全措置	生息個体の移植・モニタリングの実施	
環境保全措置の実施の内容	実施主体	株式会社イケダエステート・競走馬育成企業
	実施方法	工事着手前に現地調査を実施し、改変予定区画内に対象種の生息が確認された場合には、当該個体を採取し、残存区域または周囲の適地に移植する。移植を実施した場合には、適宜定着状況の確認を行い、必要に応じて維持管理を実施する。
	実施時期	工事着手前・施設の供用時
	実施地域	準対象事業実施区域内の対象種の生育確認地点及び移植先
環境保全措置の効果	移植により生息個体への直接的な影響が避けられることから、事業による著しい影響を低減できる。また、移植を実施した場合には、適宜状況の確認を行い、必要に応じて維持管理をすることで、移植個体への影響を低減できる。	
環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化	移植先には環境条件を検討して適地を選定することとし、大規模な環境改変を行わないことから、環境の変化は小さいと考えられる。	
環境保全措置の効果の不確実性の程度	同様の環境保全措置の実施例があり、移植後の定着確認や必要に応じた維持管理を実施することから、不確実性の程度は小さいと考えられる。	
環境保全措置の実施に伴い生じるおそれがある環境への影響	環境の著しい改変を伴う措置ではなく、新たな環境影響の発生はない。	

表 6.8.3-3 環境保全措置の内容（工事の実施：重要な種全般）

環境保全措置の対象	重要な種全般	
実施する環境保全措置	工事関係者への環境配慮事項の周知	
環境保全措置の実施の内容	実施主体	株式会社イケダエステート
	実施方法	工事区域外への立ち入りや不要な改変の防止、工事中に見られる可能性のある重要な種やその取扱い等について、事前に工事関係者へ周知または注意喚起する。
	実施時期	工事着手前～工事期間中
	実施地域	準対象事業実施区域
環境保全措置の効果	重要な種の生息環境及び生息個体への直接的な影響が避けられ、事業による著しい影響を低減できる。	
環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化	環境の変化を伴う措置ではない。	
環境保全措置の効果の不確実性の程度	同様の環境保全措置の実施例があり、不確実性の程度は小さいと考えられる。	
環境保全措置の実施に伴い生じるおそれがある環境への影響	環境の著しい改変を伴う措置ではなく、新たな環境影響の発生はない。	

## 簡易的環境影響評価書（令和3年4月）

## 6.10 廃棄物

## 6.10.1 予測

## (1) 予測項目

予測項目は以下のとおりとした。

- ・廃棄物の発生・処理状況

## (2) 予測手法

事業特性に関する情報をもとに、「土地の造成」、「樹木の伐採・処理」、「廃棄物の発生・処理」について廃棄物の種類ごとの発生の状況、再利用の状況及び処理処分の状況を把握した。

## (3) 予測地域

予測地域は、準対象事業実施区域とした。

## (4) 予測対象時期

予測対象時期は、工事期間中及び施設の供用時とした。

## (5) 予測結果

準対象事業実施区域及びその周囲の現況は、大部分が水田等の農耕地であり、西側の区域境界付近に小規模な樹林が存在している状況である。このことを踏まえ、「土地の造成」及び「樹木の伐採・処理」、「廃棄物の発生・処理」に伴う廃棄物の発生状況並びに処理、処分状況は、表 6.10.1-1 に示すとおりである。

なお、施設の供用において発生する馬糞・敷藁（6t/日）は分別せず、すべて有価物として回収されるため廃棄物として取り扱わないこととする。

「土地の造成」に伴う廃棄物としてアスファルト・コンクリート破片の発生、「樹木の伐採・処理」に伴う廃棄物として伐採木の発生、「廃棄物の発生・処理」として馬の予防接種等の感染性廃棄物の発生が予測されるものの、いずれも適正に処理処分される計画であることから、本事業の実施による廃棄物への影響は小さいと予測する。

## 6.10 廃棄物

### 6.10.1 予 測

#### (1) 予測項目

予測項目は以下のとおりとした。

- ・廃棄物の発生・処理状況

#### (2) 予測手法

事業特性に関する情報をもとに、「土地の造成」、「樹木の伐採・処理」、「廃棄物の発生・処理」について廃棄物の種類ごとの発生の状況、再利用の状況及び処理処分の状況を把握した。

#### (3) 予測地域

予測地域は、準対象事業実施区域とした。

#### (4) 予測対象時期

予測対象時期は、工事期間中及び施設の供用時とした。

#### (5) 予測結果

準対象事業実施区域及びその周囲の現況は、大部分が水田等の農耕地であり、西側の区域境界付近に小規模な樹林が存在している状況である。このことを踏まえ、「土地の造成」及び「樹木の伐採・処理」、「廃棄物の発生・処理」に伴う廃棄物の発生状況並びに処理、処分状況は、表 6.10.1-1 に示すとおりである。

なお、施設の供用において発生する馬糞・敷藁（6t/日）は分別せず、すべて有価物として回収されるため廃棄物として取り扱わないこととする。万一、有価物として販売できない場合は廃棄物として適正に処理を行うこととする。

「土地の造成」に伴う廃棄物としてアスファルト・コンクリート破片の発生、「樹木の伐採・処理」に伴う廃棄物として伐採木の発生、「廃棄物の発生・処理」として馬の予防接種等の感染性廃棄物の発生が予測されるものの、いずれも適正に処理処分される計画であることから、本事業の実施による廃棄物への影響は小さいと予測する。